

# 大阪府子ども総合計画の 中間見直しについて(素案)

令和元年8月1日

# 1. 計画の策定にあたって

## ■これまでの経緯

- ・平成27年3月（2015年）大阪府子ども総合計画（本体計画及び事業計画）策定
  - ： こども・未来プラン（H22.3）（次世代育成支援行動計画）の後継計画として
  - ： 子ども・子育て支援新制度の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画とし
  - ： 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画も事業計画に包含
- ・平成30年3月（2018年）大阪府子ども総合計画（事業計画）追補版 策定
  - ： 計画策定後の新たな動きの追記、教育・保育の量等見込み及び確保体制の見直し

## ■2020年度からの改訂版の策定（中間見直し）

子ども・子育て支援新制度の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画にあたる事業計画が5年の計画期間を満了するため、新たな事業計画の策定が必要となる。

（事業計画に包含する子どもの貧困対策のための計画は、子どもの貧困部会で検討）

併せて、10年間の本体計画も折り返しを迎えることから、これまでの取組を一旦総括し、必要な見直しを行うもの。

中間見直しにあたっては、**計画策定時からの状況の変化**と併せて**今後5年間の想定される社会環境の変化**を踏まえ、施策をより効果的に実施するために必要な取組を中心に検討することとしたい。

### <参考> 大阪府子ども総合計画の概要

計画の性格	<ul style="list-style-type: none"><li>・大阪府子ども条例に基づく子ども施策の総合的な計画</li><li>・大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年施策の総合的な計画</li><li>・子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画</li><li>・子ども・若者育成支援推進法に基づく計画</li><li>・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県計画</li><li>・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どものための貧困対策のための計画</li></ul>
計画期間	平成27年度から令和6年度までの10年計画 （あわせて5年単位の事業計画も策定）

## 2. 子どもを取り巻く社会情勢の変化を踏まえた見直しの方向性

前回の計画策定部会での意見や実態調査結果等を踏まえ、今後5年間で想定される社会環境の変化に対応するため、以下の項目を拡充し、重点的に取り組みを進めます。

### 今後5年間で想定される社会環境の変化

少子化社会の進展

さらなる女性の就業率増加や男性の育児参加

地域コミュニティの再評価

外国人労働者の増加

SDGsの推進に向けた取り組み

2025年大阪・関西万博の開催

### 拡充・重点的に取り組む項目

#### ■少子化対策の強化

- 結婚の希望が実現できる環境づくり
- 安心して妊娠・出産できるための支援
- 子育て支援の充実

#### ■就学前児童に対する子育て環境の充実、幼児教育・保育無償化の円滑な実施

- 認定こども園・保育所等の施設整備
- 保育士等人材の養成・定着
- 保育の資の向上
- 多様な保育ニーズへの対応（病児保育・医療的ケア児等）

#### ■働き方改革の推進

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働関係法制度等の普及啓発
- 男性職員の育児休暇取得促進等自治体としての率先行動

#### ■家庭での教育を支援する取り組みの拡充

- 保護者支援に関わる人材や家庭に対する非認知能力の育成支援

#### ■支援が必要な人にサービスが行き届く体制づくり

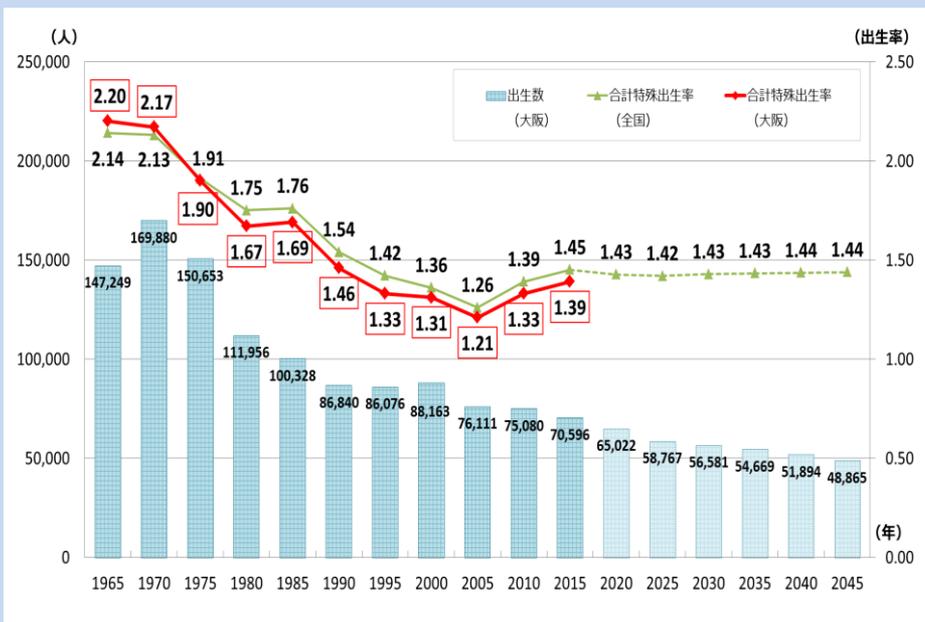
- 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども（保護者）を支援につなぐスキーム
- 市町村への子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等の整備への働きかけ

#### ■外国につながる子どもへの支援

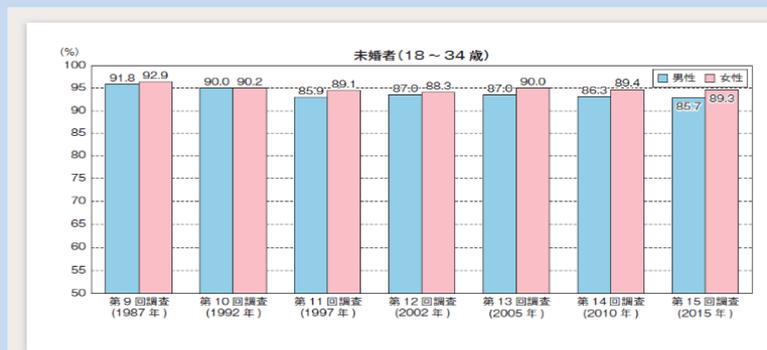
- 多言語による就園・就学ガイド
- 高校入試等での配慮

# ○少子化対策の強化

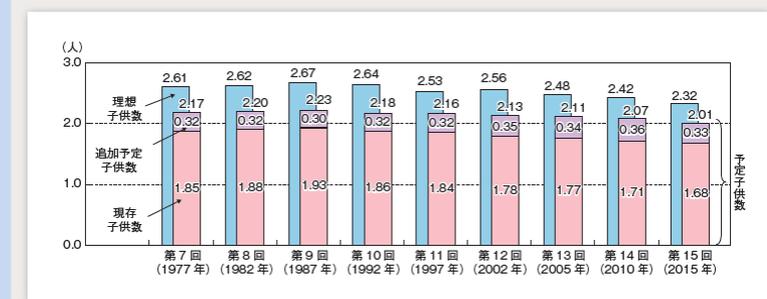
- 出生率は人口置換水準（2.07）を下回って推移する見込みであり、少子化が進展している。
- 結婚⇒50歳時未婚率は急伸しているが、18～34歳の未婚者のうち男女とも9割弱がいずれは結婚するつもりと回答。最多理由は「適当な相手にめぐり合わない」。出典：2015年国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(独身者調査)」
- 妊娠・出産 ⇒理想の子ども数：2.32人、予定子ども数：2.01人  
 主要要因は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」 出典：2015年国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(夫婦調査)」
- 子育て⇒待機児童解消に向けて施設整備等は進んでいるが、新しい需要が喚起され、待機児童の解消に至っていないのが現状。



大阪府人口ビジョン (H28.3) より 出典：2010年までは厚生労働省「人口動態統計」、総務省「国勢調査」



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(独身者調査)」(2015年)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)

注：対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定子供数は現存子供数と追加予定子供数の和として算出。総数には結婚持続期間不詳を含む。各調査の年は調査を実施した年である。

昨年度策定した「少子化対策基本指針」を踏まえ、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現するための支援を強化していく。

# 「少子化対策基本指針」について(概要)

◇ 少子化の現状等を踏まえた上、府が実施する少子化対策の基本的な考え方を一元的に示すとともに、個々の取組について少子化対策としての位置付けを明確化する。

## 1. 少子化の現状等

### (1) 少子化の現状

- ① 出生率 ⇒今後も人口置換水準(2.07)を下回って推移する見込み。  
※合計特殊出生率(H29年概数)…全国:1.43、大阪:1.35、東京:1.21
- ② 結婚 ⇒生涯未婚率は急伸しているが、18~34歳の未婚者のうち男女とも9割弱がいずれは結婚するつもりと回答。最多理由は「適当な相手にめぐり合わない」。(H27年、全国)
- ③ 妊娠・出産 ⇒理想の子ども数:2.32人、予定子ども数:2.01人(H27年、全国)  
主な要因は「経済的な理由(子どもの生活費・教育費)」(H26年、大阪府)
- ④ 子育て ⇒府内の待機児童数はH30年4月:677人、平成30年10月:2,541人  
子ども・子育て支援新制度(H27年度~)による幼保連携型認定こども園が新設されたが、新しい需要が喚起され、待機児童の解消に至っていないのが現状。

### (2) 国の動き

少子化社会対策基本法に基づく、新たな少子化社会対策大綱を閣議決定(H27年3月)

- ・5つの「重点課題」
  - 子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
- ・「きめ細やかな少子化対策の推進」
  - 各段階(結婚、妊娠・出産、子育て、教育、仕事)に応じた支援など

### (3) 府の取組

- ・子どもを安心して生み育てることができる環境整備を進めることが少子化対策にも資するという考え方を基本に、子ども総合計画(H27年3月策定)に基づき、社会情勢の変化にも対応した総合的な取組を推進。
- ・あわせて、「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定(H28年3月)するとともに、「大阪府SDGs推進本部」を設置(H30年4月)し、持続可能な地域づくりなどを推進。

## 2. 少子化対策に係る基本的な考え方

### (1) 基本的な認識・理念

- ・結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現できる社会をつくるため、市町村や民間事業者等と連携しながら、ライフステージに応じた切れ目ない支援を実施

### (2) 府の各計画との関係

- ・関連する府の各種計画に位置付けられている取組のうち、少子化対策に資するものを再整理。
- ・各計画策定時からの状況の変化も踏まえ、新たに取組を始めるもの、従来の取組を拡充するものを追加して、府としての少子化対策の取組として整理。

### (3) 目標

- すべての府民が結婚や子どもについての希望を実現できる社会づくり  
(※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意)

### (4) 重点的な取組の方向性

- ① 結婚 ⇒結婚を希望する人の希望が実現するよう、出会いの機会の確保を進めます。
- ② 妊娠・出産 ⇒子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。
- ③ 子育て支援 ⇒子育てに関する様々な希望が実現するよう、子育て支援の充実を図ります。特に、保育所等待機児童については早期の解消に向けた取組を進めます。

## 3. 少子化対策に関連する取組(主なもの)

※「少子化社会対策大綱」の項目に対応する府の取組から抜粋

### (1) 結婚の希望が実現できる環境づくり

- 婚活イベント実施による出会いの機会の創出
- 結婚応援ネットワークの構築
- 「おおさか結婚縁ジョイパス」による経済的負担の軽減
- 結婚・出産・子育て支援ポータルサイト(ふあみなび)の運営
- 新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業
- 府営住宅「新婚・子育て世帯向け募集」

### (2) 安心して妊娠・出産できるための支援

- ハイリスク妊婦への支援
- 特定不妊治療費助成事業の実施
- 子育て世代包括支援センターの全市町村設置への働きかけ
- 職場におけるハラスメント防止のためのセミナーの開催等
- 周産期母子医療センター運営補助事業
- 周産期緊急医療体制整備事業
- 周産期医療体制「コネクター」設置事業
- 不妊・不育総合対策事業

### (3) 子育て支援の充実

- 認定こども園整備事業、保育所等整備事業、小規模保育設置促進事業
- 保育教諭確保のための資格取得支援事業、潜在保育士確保事業、資質向上のための職員研修の充実
- 利用者支援事業、一時預かり、延長保育事業、病児保育事業等
- 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- 小児救急医療体制運営事業補助
- 小児救急電話相談
- 小児救命救急センターの認定

## 4. 推進体制

### (1) 少子化対策ワーキンググループ

大阪府子ども・青少年施策推進本部(本部長:知事)のもとにワーキンググループを設置(H30年3月)。  
⇒取組の進捗状況を把握し、必要な調整を行う。

### (2) 子ども総合計画の見直し

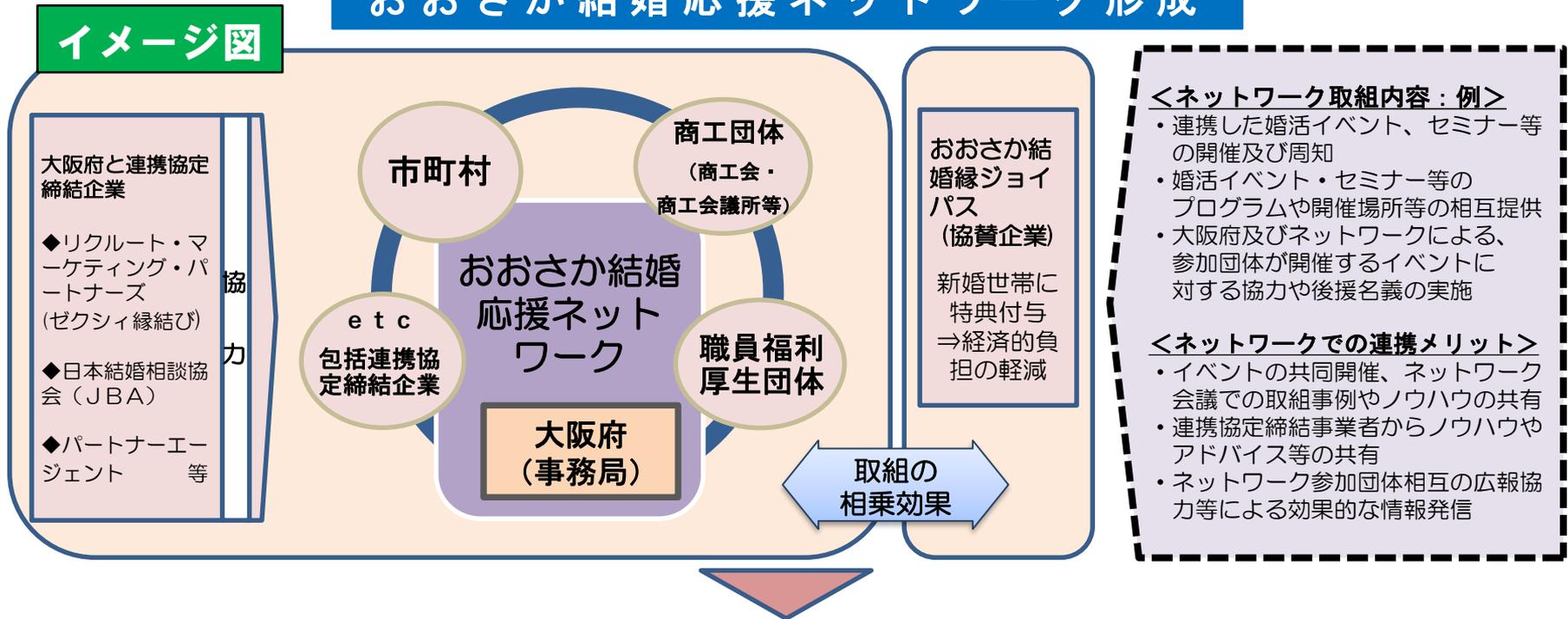
府の少子化対策の基本的な考え方をより明確にする観点から、後期事業計画の策定(2020年)にあわせて、少子化対策としての位置付け強化の方向性を検討。

# 大阪府における結婚支援についての取組

## <背景・目的>

- 生涯未婚率は、全国・大阪府ともに急激な上昇傾向（1990年と2015年では、大阪府の男性は6.43%から22.54%、女性では5.07%から16.50%が未婚）。また、平均初婚年齢も上昇（1995年と2015年では、男性は28.2歳から31.1歳。女性は26.2歳から29.6歳）し、第一子出産時の母親の平均年齢も上昇（1995年と2015年では、27.3歳から30.7歳）。
- 府では、平成29年4月に「結婚支援のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、市町村や民間事業者と連携して、結婚支援（出会いの機会の創出等）に取り組んできたところ。（府主催の婚活イベント：H29：5回、H30：7回）
- 今後も結婚を希望する人の希望が実現するよう、結婚支援を実施する市町村、商工団体（商工会・商工会議所・商工会連合会等）、福利厚生団体及び民間事業者等との連携・協力を図る取組みをさらに推進する必要。

## おおさか結婚応援ネットワーク形成

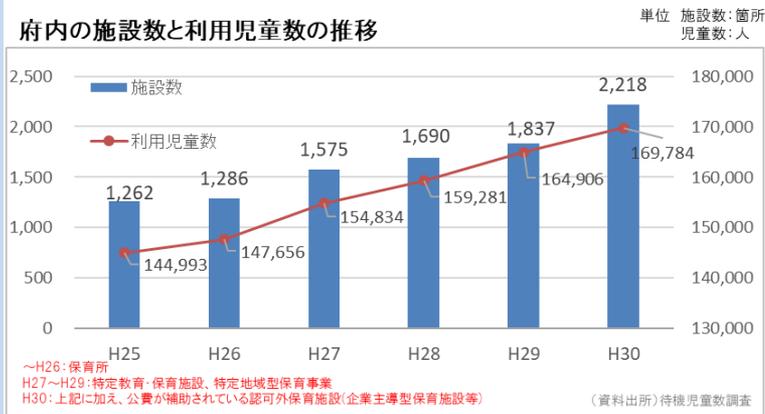


## 結婚に向けた機運のさらなる醸成

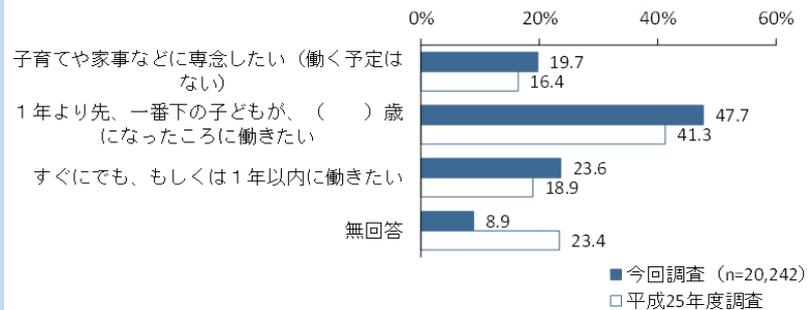
# 就学前児童に対する子育て環境の充実、幼児教育・保育無償化の円滑な実施

- 保育所等の整備が進み、利用児童数は増加。
- 女性の就業率や就労希望の増加を受け、整備と併せて保育人材確保が必要。
- 認可外保育施設も幼児教育無償化の対象となることから、保育の質の向上が求められる。
- 女性の就業率の増加を受け、多様な保育ニーズ対応も必要

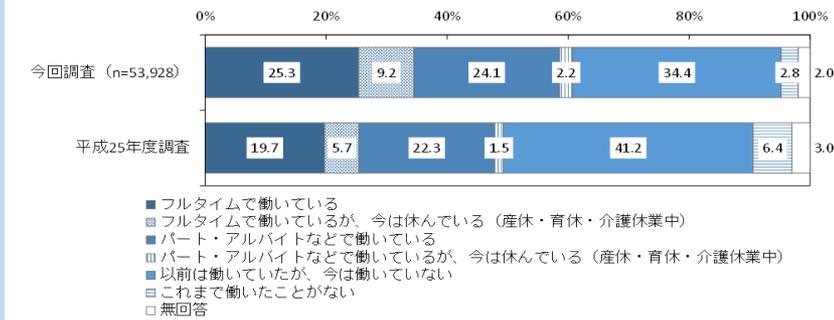
府内の施設数と利用児童数の推移



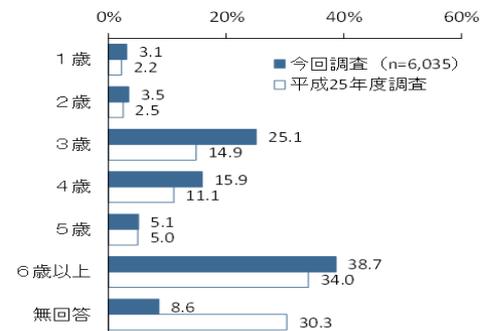
就労希望 (母親)



母親の就労状況



一番下の子どもが、( )歳になったころに働きたい (母親)



(出典) 平成30年度大阪府内市町村ニーズ調査(就学前児童)

ハード整備のみならず、そこで働く保育人材の確保や保育の質の向上への取り組みなど、さらなる子育て環境の充実が必要。

# 就学前児童に対する子育て環境の充実

## <現状と課題>

- 施設整備、認定こども園への移行促進により、保育所等施設数及び利用児童数は年々増加。しかし、依然として待機児童が生じている状況であり、受け皿の拡大は引き続き必要。 <待機児童数調査> 677人 (H30.4.1)
- 幼児教育・保育の無償化の影響も鑑み、受け皿の拡大と合わせ、保育人材確保対策、保育の質の向上はこれまで以上に求められる。

### ◎大阪府子ども総合計画中間見直しのための実態調査より

#### 『保育所等における保育士等確保のための実態調査』

・5年前と比較した人材確保の状況：困難になっている77.0%

・人材確保や離職防止のために大阪府に希望する取組：

職員の処遇改善76.1%、養成機関への働きかけ47.3%、潜在的有資格者の掘り起こし31.7%

#### 『保育士登録者向け調査』

・現在の就職先に決めた理由：通勤のしやすさ54.4%、勤務時間・日数31.9%、職場の雰囲気や人間関係の良さ22.8

・再就職する際に有効と考える支援：職員の処遇改善67.3%、今の保育・教育環境に関する研修会37.4%、保育士の子どもの優先入所23.4%

- 加えて、女性の就業率は増加傾向にあり、保育所等利用児童数の増加が見込まれる中で、病児保育等多様な保育ニーズへの対応も求められる。

### ◎市町村ニーズ調査より

・病気の子どものための保育施設などの利用希望：利用したい36.2%

## 受け皿の拡大

### 受け皿拡大に取り組む 市町村を支援

- ◆ 保育所等施設整備
  - 安心こども基金や保育所等整備交付金を活用
- ◆ 認定こども園への移行促進

## 保育人材確保対策

### <人材確保>

- ◆ 保育人材確保のための取組
  - 地域限定保育士試験の実施
  - 保育士資格・幼稚園免許取得促進
- ◆ 潜在保育士の掘り起こし・再就職支援
  - 保育士・保育所支援センター事業

### <定着促進>

- ◆ 保育士の処遇改善
  - キャリアアップ研修の受講機会拡大
  - 保育士の業務負担軽減のための補助事業

### <保育の質の向上>

- ◆ 保育従事者に対する各種研修
- ◆ 巡回支援指導の実施

## 多様な保育ニーズ への対応

### 多様な保育ニーズに対応する 市町村を支援

- ◆ 病児保育・医療的ケア児への保育
  - 病児保育や医療的ケア児への保育実施に対する支援
- ◆ 外国人等の子どもに対する保育
  - 利用者支援事業における多言語対応の促進

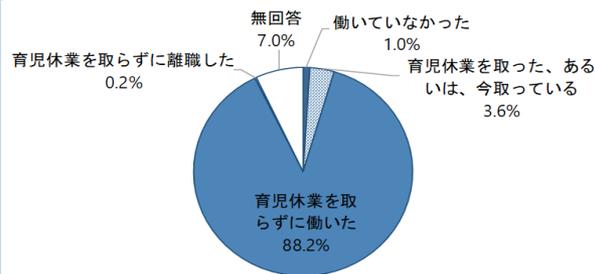
## ○働き方改革の推進

- 保護者の子育てで大切にしていることについて、「子どもと過ごす時間を大切にすること」が最も多く、次に「スキンシップや会話をたくさんすること」となっている。
- しかしながら、特に父親において、就労時間について減少傾向にあるものの、依然帰宅時間は遅く、子どもと過ごす時間が十分に取れているとは言い難い状況。父親の育児休業取得率も、まだまだ低い状況。

あなたが子育てで大切にしていることは何ですか。 あてはまるものを3つまでお選びください。	%
1 子どもと過ごす時間を大切にすること	54.9
2 笑顔で子どもに接すること	28.1
3 スキンシップや会話をたくさんすること	47.3
4 ほめるときはほめ、しからるときはきちんとしかなること	39.9
5 規則正しい生活をさせること	22.9
6 食事の作法、トイレの仕方、マナーなどを教えること	17.7
7 できるだけ外遊びをさせるようにすること	8.6
8 自然に触れる機会をつくること	7.1
9 いろいろな人と接する機会をつくること	11.6
10 文字や数など知的な経験の機会をつくること	5.7
11 自分自身が子育てを楽しむこと	10.6
12 自分がゆとりをもって子どもと接すること	14.3
13 その他	0.4
14 特になし	3.8
全体	100.0

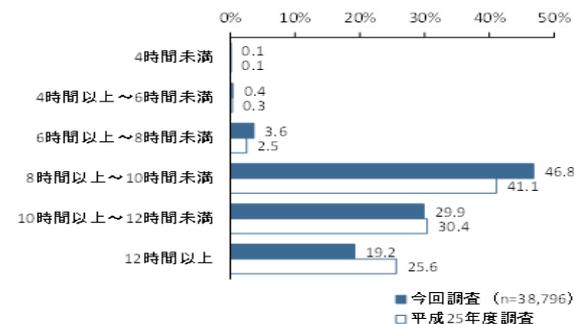
(出典) 令和元年度大阪府就学前児童実態調査(インターネット調査)

### 育児休業の取得状況(父親)

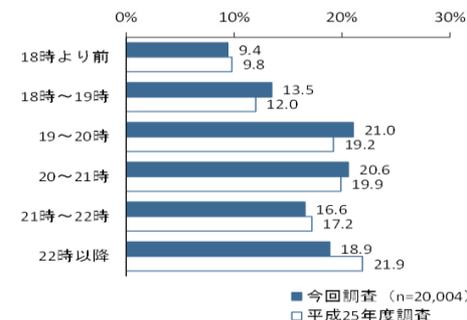


(n=43,087)

### 父親の1日当たりの就労時間



### 就労する父親の帰宅時間



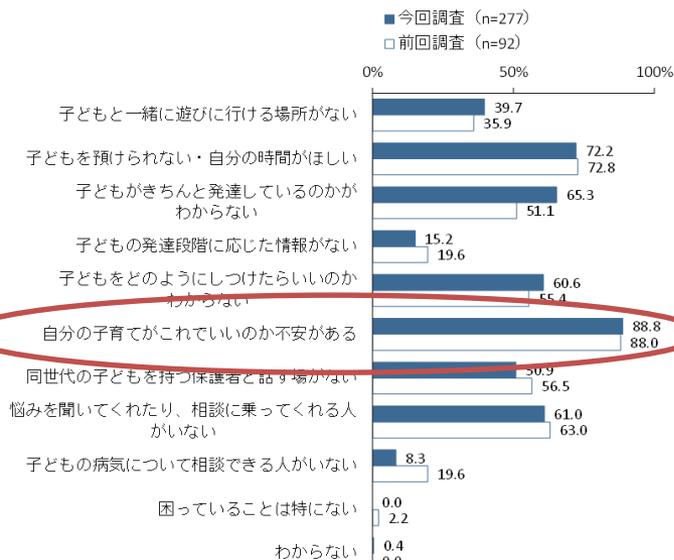
(出典) 平成30年度大阪府内市町村ニーズ調査(就学前児童)

ワークライフバランスの実現に向けた労働関係法令、制度等の普及啓発を通じた子育てしやすい環境整備が必要。男性職員の育児休暇取得促進等自治体としての率先行動等に取り組む。

## ○家庭での教育を支援する取組の拡充

- 保護者側、保護者が利用する施設側への双方の調査結果において、「自分の子育てがこれでいいの不安がある」は上位。
- 保護者が欲しい情報としても、「子どものしつけや子どもへのかかわり方」が上位となっている。

### 地域の子育て家庭において困っていると思うこと



(出典) 令和元年度大阪府就学前児童実態調査(郵送調査)

	あなたは子育てについて、どのような情報がほしいと思いますか。 あてはまるものをすべてお選びください。	%
1	地域の遊び場・レストランなどの子育て情報	39.5
2	子どもの習い事に関する情報	32.6
3	幼稚園・保育所(園)で行っている子育て支援の利用方法	24.0
4	地域の子育て支援拠点の実施内容や利用方法	15.3
5	親同士の子育てサークルの実施内容や参加方法	12.6
6	保育所(園)・幼稚園の選び方	19.5
7	病気のときなど一時的に子どもを預かってくれる場や人の利用方法	22.2
8	睡眠(お昼寝・夜泣き・寝かせる時間など)や授乳(授乳の間隔、離乳の時期など)	11.9
9	子どもの食事(離乳食)の作り方・与え方やトイレトレーニング(おむつをはずす時期など)	19.5
10	からだの発育やことばの育ち	24.1
11	気になる行動(こだわり、落ち着きがないなど)	23.6
12	子どものしつけ方や子どもへのかかわり方	34.3
13	同年代の子どもを持つ親同士の付き合い方	16.3
14	他の家庭の子育て情報	15.2
15	親としての心構えやあり方を学ぶ親学習の場の情報	14.6
16	病気・けがについての情報	25.1
17	近所で発生した犯罪情報	27.0
18	児童手当などの経済的な支援に関する行政情報	22.9
19	仕事と子育てを両立させている職場の先輩や他の会社の人の事例などの情報	13.3
20	その他	0.2
21	特にな	13.4

(出典) 令和元年度大阪府就学前児童実態調査(インターネット調査)

子どもの学び・育ちの原点である家庭での教育を支援する取組の拡充が必要。  
とくに「ルールを守る」「がんばる」など人とかかわる力、気持ちをコントロールする力といった「非認知能力」の育成に向け、保護者への意識の向上を目指す。

# 乳幼児家庭の教育力向上事業 ～子どもの「非認知能力」の育成～

■ 目的 ★子どもの「非認知能力」の育成に向け、その土台形成となる乳幼児家庭の教育力の向上を図る

■ 事業概要 ★教育庁が、福祉部・健康医療部等の関係部局と連携して3か年計画で事業を推進する

☞令和元年度・・・大阪府が、「非認知能力」に関する人材養成、研修教材・啓発資料の作成に取組む

☞令和2年度～3年度・・・市町村が、「非認知能力」育成に向けた家庭教育支援の取組みを実施する（令和3年度末）市町村での取組み内容(成果)を府域全体へ普及啓発する

【非認知能力】：「ルールを守る」といった気持ちをコントロールする力、「粘り強さ」といった目標に向かってがんばる力、「思いやり」といった人と関わる力などの「心の力（精神力）」。「非認知能力」は乳幼児期に核となる力が形成され、発達とともに成長していき、生涯にわたって個人に重要な影響（社会的地位や収入健康状態等）を与える。 ※「非認知能力」：⇔「認知能力」：読み書きや計算、思考 等

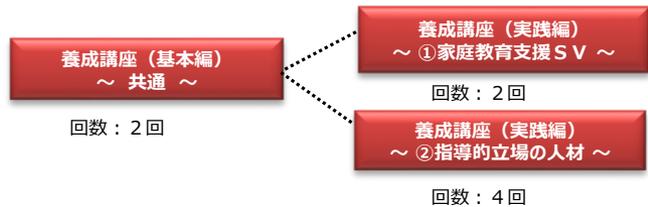
## 令和元年度

### ★大阪府による取組み

#### 人材の養成《「養成講座」の実施》

市町村において、子どもの「非認知能力」に関する講座、研修等を実施する人材を養成する

- 対象 ① 親学習リーダーを指導する家庭教育支援 S V  
② 幼児教育 A D等、保護者支援に関わる人材（幼稚園・保育所等の教職員・保健師・民生児童委員・司書等）に対する指導的立場の人材
- 内容 「基本編」：「非認知能力」に関わる基本的な内容について学ぶ  
「実践編」：親学習講座や職員向け研修の進め方、保護者への啓発方法等について学ぶ
- 講師 学識経験者等



#### 研修教材・啓発資料の作成

子どもの「非認知能力」育成のポイントを記した啓発資料「未来に向かう力（仮題）」と、ワークショップ（講座）で使用する「親学習教材」を作成する



## 令和2～3年度

### ★市町村での取組み（大阪府が委託）

#### 保護者向けの取組み

- 乳幼児をもつ保護者に対する、「非認知能力」に係る意識啓発
  - ・講演会（学識経験者等）
  - ・保護者研修会（幼稚園、保育所等）
  - ・ワークショップ（親学習講座、司書による絵本の広場等） 等

#### 保護者支援に関わる人材向けの研修

- 「非認知能力」についての理解と、保護者や子どもへの接し方についての研修
  - ・幼稚園、保育所等の教職員
  - ・保健師、子育て相談関係者
  - ・司書
  - ・家庭訪問を行う家庭教育支援員（民生委員・児童委員等） 等

#### 家庭訪問

- 就学前の家庭を訪問し、子どもの「非認知能力」についての指導助言
  - ・対象年齢を決めて、全家庭を訪問
  - ・課題を抱える家庭への訪問
  - ・保健師等による家庭訪問に家庭教育支援員が同行 等

### ★大阪府による取組み

#### 親学習リーダーへの指導助言

- 家庭教育支援 S V が、親学習リーダーに対し、「非認知能力」をテーマとした親学習講座を指導助言する

#### 取組みの普及啓発（令和3年度のみ）

- 委託先の取組み内容を府内全体に実践報告し、取組みの普及啓発を図る

実施市町村数の拡大

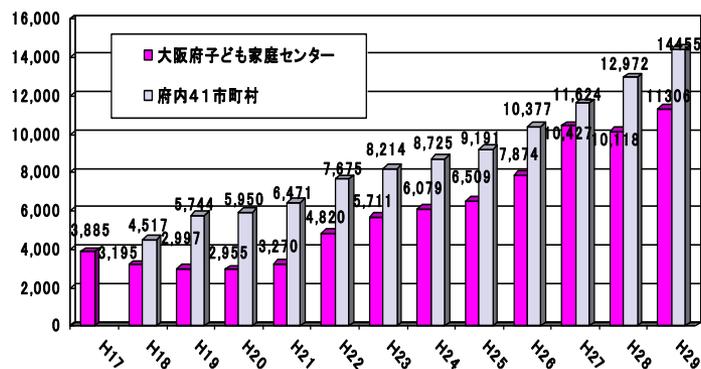
■ 推進会議  
大阪府の取組み（人材養成、研修教材・啓発資料の作成）に対する助言

■ 推進会議  
市町村の取組みに対する助言 ■ 事業の評価検証

## ○支援が必要な人にサービスが行き届く体制づくり

- 保護者を支援する場所は増加しているが、児童虐待や貧困など子どもを取り巻く状況は依然厳しい。
- 親への支援（相談・指導）と、子どもへのアプローチ（発見・つなぎ、居場所の確保）の連携、重層化

大阪府子ども家庭センターと府内41市町村における児童虐待相談対応件数の推移



出典：「大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく年次報告書」より

図1-1 相対的貧困率の推移(こどもの貧困率)



出典：平成28年 国民生活基礎調査の概況

※「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合  
 ※「こどもの貧困率」とは、子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

### 市区町村子ども家庭総合支援拠点 の設置状況 (H31.4.1)

大阪府内：12市町※政令市除く

### 子育て世代包括支援センター の設置状況 (R1.7.1)

大阪府内：36市町

各地域において子どもや保護者を支援する場所は増加しており、各支援施策の充実とあわせて、困難を抱える子どもや保護者を地域の居場所や支援につなぐ仕組みの充実が必要。

# 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム



課題を抱える子ども・保護者の状況をもれなく把握

見守り

行政支援

### 学校 (小学校・中学校・高校)

校長・教頭……担任

生徒指導担当

SSW

養護教諭……SC

- 授業、家庭訪問における児童・生徒（・保護者）の状況把握
- 児童・生徒（・保護者）へのカウンセリング
- スクリーニング・ケース会議による課題把握、助言や支援へのつなぎ

教育と福祉の協働により  
“つなぐ”仕組みを構築

### 居場所・地域のボランティア

子ども食堂・NPO等による居場所・児童館  
放課後児童クラブ・おおさか元気広場 等

- 学習支援
- 食事の提供
- 見守り・支援へのつなぎ

民生委員・児童委員  
ボランティア



### 地域

民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア

子ども食堂等の居場所

養育支援・家庭教育支援等による家庭訪問

認定こども園・幼稚園・保育所

### 専門機関

生活困窮者 自立相談支援機関	児童相談所
福祉事務所	保健所
子ども家庭総合支援拠点	地域若者サポ-トステーション

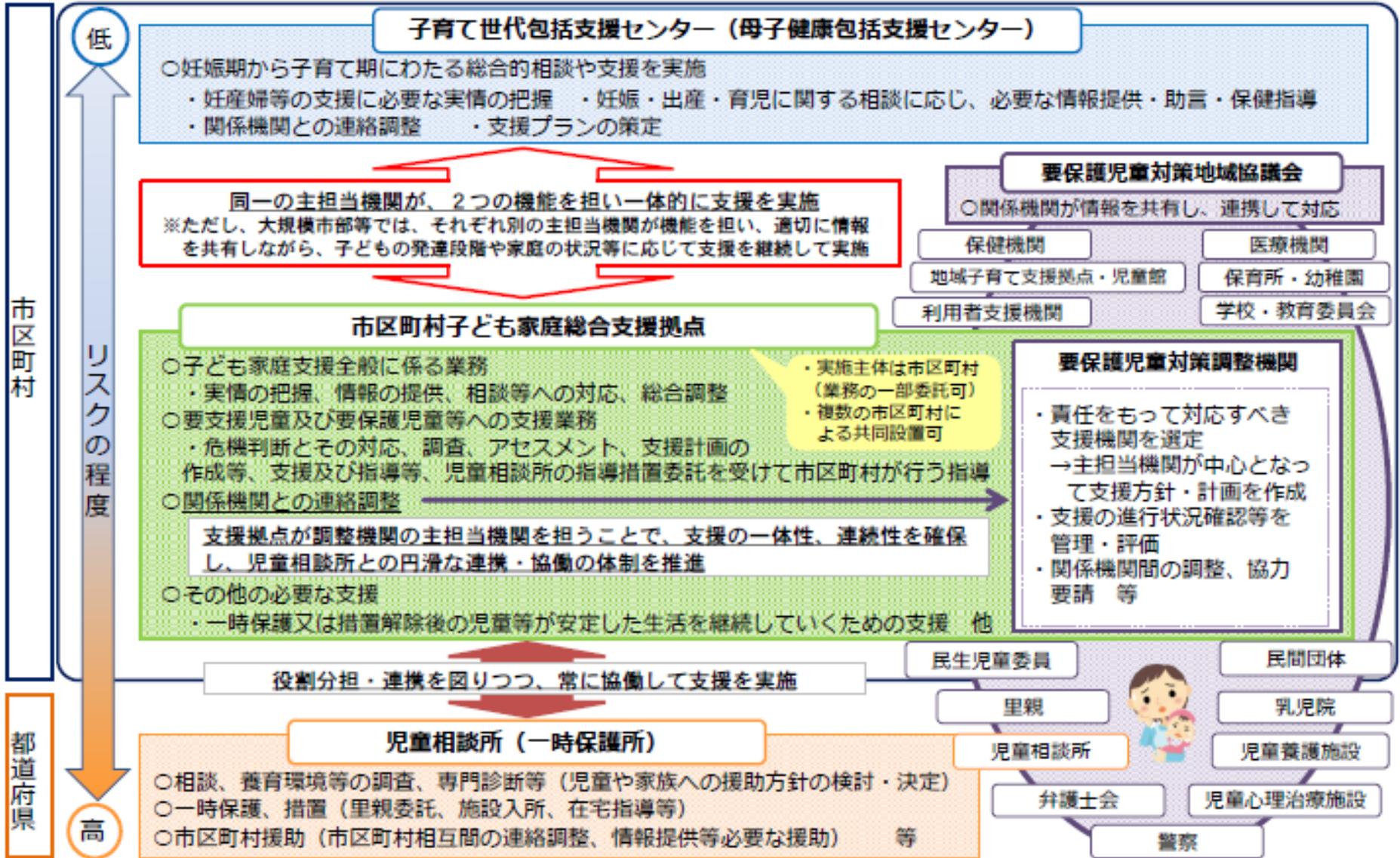
など

- 生活・虐待・就労等に関する専門相談  
→ ケースによっては要保護児童対策地域協議会へ



教育部局と福祉部局の相互連携により、子どもの状態・支援状況等の共有（課題要因の抽出）を推進

# 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理



## ○外国につながる子どもへの支援

- この5年間で大阪府内の外国人労働者は増加している。
- 出入国管理法が改正され、今後さらなる労働者の増加が見込まれ、その家族の増加も見込まれる。

指 標	2014 (H26年)	2015 (H27年)	2016 (H28年)	2017 (H29年)	2018 (H30年)	出 典
「専門的・技術的分野」の在留資格を有し、府内事業所に勤務する外国人労働者数	9,759人	10,052人	12,356人	15,258人	20,173人	※10月末時点 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

### 出入国管理及び難民認定法 (入管法) の改正

- 人材確保が困難な分野において、**一定の専門性・技能を有する即戦力の外国人材を受入れるため** 新たな在留資格「**特定技能**」を創設
- **14の「特定産業分野」**を指定
- 5年間の**受入れ見込み数は全国で最大345,150人**

特定 産業 分野	厚労省所管: 介護、ビルクリーニング
	経産省所管: 素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業
	国交省所管: 建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊
	農水省所管: 農業、漁業、飲食物品製造、外食業

### 外国人材の受入れに向けての主な課題

- ① **現状把握が不十分**
  - ◆ 府内企業の動向、各分野のニーズ
  - ◆ 府内外の外国人集住地域の現状 等
- ② **安全・安心に暮らせる環境整備が不十分**
  - ◆ 生活に関する情報提供・相談体制
  - ◆ 医療機関における受入体制 等
- ③ **長期間活躍できるためのサポート体制が不十分**
  - ◆ 転職支援、スキルアップのための教育・職業訓練
  - ◆ **外国人児童・生徒のための教育体制** 等

今後の外国人労働者増加に伴い、その家族に対する支援が必要。「働く場」としてだけでなく、「学びの場」「暮らしの場」としての魅力を高め、子育て環境の整備につなげていく。

### 3. 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画について

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方  
(平成31年4月23日付 内閣府事務連絡 抜粋)

#### 考え方提示の主なもの

【トレンドの政策動向、地域の実情等の考慮】

- 外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援方針や方策を子ども・子育て支援事業計画に記載すること

子ども・子育て支援法に基づく 基本指針の改正（案）について  
(令和元年6月25日 子ども・子育て会議公表抜粋)

#### 指針改正の主なもの

【児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記】

- 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
- 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」に基づき、策定すること。

【その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正】

- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。

【幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記】

- 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。

## 第3章の構成（現計画からの見直しについて）

- 1. 区域の設定（未修整）
- 2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保⇒市町村算出値を集計
  - （1）教育・保育の量の見込み及びその提供体制
  - （2）都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数
- 3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制
  - （1）認定こども園の目標設置数及び設置時期⇒市町村算出値を集計
  - （2）大阪府の認定こども園の普及に係る基本的な考え方
  - （3）幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の都道府県が行う必要な支援に関する事項
  - （4）教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策
- 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保⇒市町村算出値を集計
- 5. 教育・保育、子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上
- 6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策
  - （1）児童虐待防止対策の充実
  - （2）社会的養護体制の充実
  - （3）ひとり親家庭等の自立支援の推進
  - （4）障がい児施策の充実等
- 7. 都道府県計画における広域行政として大阪府が取り組むこと
  - （1）特定教育・保育施設の利用定員設定に関する調整
  - （2）教育・保育施設の情報の公表
  - （3）職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備

※市町村算出値の集計項目以外は改正指針公布後(8月上旬予定)に検討

## 4. 大阪府子ども総合計画重点施策の取組み検証

※自己評価について

各項目に対する評価の考え方は以下の通りです。

◎：着実に取組みが進んだ（目標達成度100～80%）

○：概ね取組みが進んだ（目標達成度79～50%）

★：計画通りに進んでいない（目標達成度49%以下）

	項目	計画の記載内容	取組み検証の内容	自己評価
1	キャリア教育の充実	<p>・小学校・中学校・高等学校・支援学校それぞれの段階に応じたキャリア教育を計画的に実施。</p> <p>・全ての子どもの進路決定に向けた具体的なサポートを充実させる。</p>	<p>○キャリア教育全体指導計画に基づく取組みの共有率（H29年度末 65.9%）</p> <p>○ 高校：就職内定率が2.6ポイント向上。</p> <p>○ 知的障がい支援学校卒業生の就職率平成30年度末29%（目標値35% ▲6ポイント）</p> <p>①知的障がい支援学校（知肢併置校含む）全校で職業コースを設置。</p> <p>②国事業を活用した「就労支援・キャリア教育強化事業」をモデル校3校で実施。就労支援コーディネーターを配置。（平成27年～平成28年）</p> <p>③公民連携事業（セブーン・イルブーン・ジャパンにて、インターンシップ研修を教員が受講）を実施。</p> <p>④国事業を活用した「教育課程改善事業」をモデル校2校で実施。授業改善アドバイザーを配置。（平成29年～令和元年）</p> <p>⑤企業との連携により出張授業等を実施。</p> <p>⑥教育委員会主催の就労支援研修を実施。（年3回）</p>	○

	項目	計画の記載内容	取組み検証の内容	自己評価
2	若者の就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングから就職に至る官民協働方式による若者の就職支援を行う。</li> <li>・求職者の若者一人ひとりにあった就職支援を、OSAKAしごとフィールド各コーナー及び関係機関が連携して行い就業力の向上を図る。</li> <li>・若年女性が「働き続ける力」を身につけるための新たな「人材育成プログラム」を開発する。</li> <li>・若年無業者等の職業的自立に向け、OSAKAしごとフィールド（サポートステーション）を中心に、若者の身近な地域の拠点において、若者一人ひとりにあった職業的自立に向けた支援を行う。</li> </ul>	<p>（OSAKAしごとフィールド）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアカウンセリングやセミナー、職場体験の実施。</li> <li>・ハローワークコーナーの豊富な求人情報の活用や大阪府地域若者サポートステーション等との連携をはかることで図り、若者の安定就業を支援。</li> </ul>	◎
3	子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりやニート等の子ども・若者を支援するため、市町村や民間団体、地域と連携したセーフティネットの整備等の仕組みづくりを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府子ども・若者支援地域協議会を設置（平成27年度）。</li> <li>・「ひきこもりサポーター養成研修事業」や支援ノウハウを有する民間支援団体と市町村の連携を深めるための意見交換等を開催。</li> </ul>	○

	項目	計画の記載内容	取組み検証の内容	自己評価
4	安心して妊娠・出産できる仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ハイリスク妊婦」の未然防止</li> <li>○「ハイリスク妊婦」への支援</li> <li>○不妊・不育に悩む夫婦への支援～</li> <li>○「ハイリスク妊婦」の受け入れ体制を整備</li> <li>○緊急搬送を円滑化（第3の当直として非常勤配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ハイリスク妊婦」の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内コンビニエンス店舗・薬店等へのチラシ設置などの周知啓発を実施。（H26～30年度の総相談実績：7,058件）</li> <li>・令和元年度からは日曜日の相談を開設。</li> </ul> </li> <li>○「ハイリスク妊婦」への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校養護教諭を対象とした研修協力）を実施。また、調査結果をホームページに掲載し府民へ周知。</li> </ul> </li> <li>○不妊・不育に悩む夫婦への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊・不育に関する相談やSNS・スマートフォンアプリを活用した情報提供を実施。</li> </ul> </li> <li>○「ハイリスク妊婦」の受け入れ体制を整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク妊婦、かかりつけ医のない妊婦等について、搬送体制を早期に確保。安心して妊娠・出産できる環境整備を推進した。</li> </ul> </li> <li>○緊急搬送を円滑化（第3の当直として非常勤配置） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク妊婦の搬送先の調整する医師を配置し、休日・夜間における搬送先の医療機関との調整を進めた。</li> </ul> </li> </ul>	◎

	項目	計画の記載内容	取組み検証の内容	自己評価
5	地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援	<p>地域全体で学校教育を支援する活動を促進する。 放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを進める。 多様な親学習の機会の提供と、家庭教育に不安や負担感を持つ保護者への支援を促進する。</p>	<p>○全ての中学校区で学校支援活動を実施。</p> <p>○全ての小学校区と府立支援学校で「おおさか元気広場」を実施。</p> <p>○政令市を除く全ての市町村（政令市を除く）で大人に対する親学習を実施。</p> <p>○全ての中学校・府立学校で生徒に対する授業での親学習を実施。</p>	◎
6	就学前の子育て支援の充実	<p>次の3つの取り組みを柱に、市町村と連携しながら、就学前の子育て支援の充実を図る。</p> <p>○ 幼稚園・保育所に加えて、「認定こども園」の普及を図る。</p> <p>○ 教育・保育の場の確保、待機児童の解消及び教育・保育条件の維持・向上に努める。</p> <p>○ 地域の子育てを支援する機能を充実する。</p>	<p>・認定こども園数 656園（H31.4.1現在）</p> <p>・保育の必要な児童の受入数 169,784人（H30.4.1現在）</p> <p>・地域子育て支援拠点事業 437ヶ所（H30年度交付実績）</p> <p>・利用者支援事業実施箇所数 78か所（H30年度実績） （計画に含まない母子保健型を含めると131か所）</p>	○

	項目	計画の記載内容	取組み検証の内容	自己評価
7	ワーク・ライフ・バランスの充実	男女がともに能力を発揮しながら活躍でき、仕事と子育てを両立できる職場づくりや、長時間労働の抑制など、結婚・出産後も働き続けられる環境の整備や子育て支援に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OSAKA女性活躍推進会議の運営</li> <li>・「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度等の実施</li> <li>・大阪労働局や市町村等と連携した取組みにより、企業の労働環境の改善に取り組んだ。</li> <li>・大阪労働局、大阪働き方改革推進会議とともに11月を「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」と位置づけ、関西経済連合会等関係団体の協賛を得て、街頭啓発キャンペーンやポスター、ちらしを配布。</li> </ul>	◎
8	ひとり親家庭等に対する就業支援の充実	母子家庭、父子家庭や寡婦の方の暮らしの安定と向上の実現に向け、就業支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就業機会創出のための支援を実施した市町村：23市（就業機会創出のための支援内容）</li> <li>・民間事業主に対する雇用の働きかけ</li> <li>・ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注推進</li> <li>・母子・父子福祉団体等への業務発注の推進</li> <li>・公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取組み 等</li> </ul>	○
9	児童虐待防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に取り組む。</li> <li>・子育て支援策を充実することで児童虐待の発生予防に取り組む。とくに児童福祉、母子保健、家庭教育の分野から、支援を要する家庭にアプローチし、きめ細やかな支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を実施。令和2年度において、全ての救急告示（2次・3次）医療機関において体制整備が整う見込み。</li> <li>・市町村における「子育て世代包括支援センター」設置を促進するための「妊娠・出産包括支援推進事業」により、人材育成や市町村間の情報共有等に取り組んでいる。（H31.4現在、府内35市町村が同センターを設置。令和2年までに府内全市町村において設置見込み）</li> <li>・H31. 4. 1時点では、政令市を除く府内全市町村において養育支援訪問事業を実施。</li> </ul>	◎

	項目	計画の記載内容	取組み検証の内容	自己評価
10	社会的養護体制の整備	子どもの権利擁護と次世代育成の観点から、子どもの養育の特質をふまえ、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができる社会的養護体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォスティング機関の設置や、児童養護施設等の小規模化・地域分散化を進めた。</li> <li>○里親等委託率 11.6%</li> <li>○グループホーム数 34か所 (いずれもH30年度末時点)</li> </ul>	○
11	障がいのある子どもへの支援の充実	<p>障がいのある子どもの成長の段階に応じた切れめない支援をめざす。</p> <p>特に、発達障がい児に対する重層的な支援体制の構築や発達障がい児者総合支援事業の推進、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域ケアシステムの構築や重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業の推進に、重点的に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①二次医療圏域ケア連絡会議の実施（※平成28年度のみ）</li> <li>○28年度 府内6圏域（府と市町村） 府内4圏域 (豊能、三島、北河内、中河内) (二次医療圏域ケア連絡会議)</li> <li>②在宅重症心身障がい児者支援者育成研修事業の実施 29年度：募集160名、参加者154名、修了者146名</li> <li>③当事者向けの福祉サービス等体験会、介護者向け相談会・交流会を実施。 各年度府内4圏域 (H28：大阪市、三島、北河内、南河内) (H29：堺市、豊能、中河内、泉州)</li> <li>④重症心身障がい児者等支援庁内連絡会議設置 (参画部署：福祉部子ども室、障がい福祉室、健康医療部、教育庁)</li> </ul>	○

	項目	計画の記載内容	取組み検証の内容	自己評価
12	学力向上の取り組みの推進	市町村とともに小・中学校の教育力を充実します。 高等学校の教育力を向上させ活力あふれる府立高校をつくります。	<p>○小学校：平成30年度 「正答率」 〈小学校〉 府：国語A 68.1 国語B 52.2 算数A 63.4 算数B 50.6 全国：国語A 70.7 国語B 54.7 算数A 63.5 算数B 51.5 〈中学校〉 府：国語A 74.7 国語B 59.4 数学A 65.2 数学B 45.7 全国：国語A 76.1 国語B 61.2 数学A 66.1 数学B 46.9</p> <p>「無解答率」 府：小6 4.8% 中3 6.5% 全国：小6 4.4% 中3 5.5%</p> <p>○グローバルリーダースクール<small>の</small>現役大学進学率 67.2%（H29年度）</p> <p>○エンパワメントスクール 8校開校（～平成30年度）</p>	○

	項目	計画の記載内容	取組み検証の内容	自己評価
13	豊かな心を育む 取り組みの充実	ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性をはぐくむ。	<p>○小中学校：豊かな人間性をはぐくむ取り組み推進事業 全中学校区で公開講座・研修会を実施。（H25～27）</p> <p>○人権教育に関する研究授業の実施 市町村担当指導主事会や人権研修等での周知徹底や市町村ヒアリングで指導・助言。 H29年度末 小学校47.7%、中学校35.9%</p> <p>○志学の実践事例集の作成 「志（こころざし）学」実践事例集を完成</p> <p>○人権教育教材の活用率 平成29年度末 小学校 98.4%、中学校92.4% 高等学校 98.7%、支援学校 89.1%</p> <p>・人権教育実践研究協議会を実施。 ・「安全で安心な学校づくり人権教育COMPASS」などを活用し、様々な課題に即した人権教育を推進するよう府立学校に周知・徹底。</p>	◎

	項目	計画の記載内容	取組み検証の内容	自己評価
14	幼児教育・保育、子育て支援に係る人材の確保及び資質の向上	<p>子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のために必要な人材の確保及び資質の向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保連携型認定こども園の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 保育教諭を確保</li> </ul> </li> <li>○ 待機児童解消のための保育所の受け皿拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 保育士等を確保</li> </ul> </li> <li>○ 子育て支援に関わる人材（保育士、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の職員等）の資質向上のために研修を実施及び市町村が実施する研修を支援</li> </ul>	<p>&lt;普及促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保連携型認定こども園等の職員で幼稚園免許状・保育士資格の両方を有しない者に対し免許・資格の取得支援を実施</li> <li>○ 認定こども園の認可認定を希望する園を対象とした説明会の実施</li> <li>○ 市町村担当者を対象とした会議を通じて、認定こども園制度を周知</li> </ul> <p>&lt;受け皿拡大&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等で就労していない保育士に対し、再就職等の支援を実施</li> </ul> <p>&lt;研修実施・支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修の実施</li> <li>○ 府内各市町村が実施する研修事業が適正に運営されるよう助言等を実施</li> </ul>	◎
15	就学後の子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 共働き家庭等の「小1の壁」の解消に努める。</li> <li>II 次代を担う人材を育成するため、障がいの有無や親等の就労にかかわらず、全ての児童が放課後を安心・安全に、かつ文化的な活動を行うことができるよう、多様な居場所の確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受け皿の拡充を図るため、平成27年度から平成29年度の3か年を「知事重点事業」と位置づけ、市町村における集中的な整備の支援が進められ、平成30年度以降も市町村の実情に合わせた必要な支援を実施。</li> <li>○ 平成28年4月以降に整備を開始するものについて、放課後児童クラブ整備の充実を図るため国庫補助率の嵩上げが実施。</li> </ul>	○

	項目	計画の記載内容	取組み検証の内容	自己評価
16	青少年の健全育成、少年非行防止活動ネットワークの構築促進	<p>青少年を取り巻く社会環境を整備するとともに、健全な成長を阻害する行為から保護することにより、青少年の健やかな成長を促進する。</p> <p>併せて、少年の非行防止活動の充実と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的として、地域のボランティア等による少年非行防止活動ネットワークの構築を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が未熟な青少年がインターネット上の有害情報を視聴しないようにするために事業者や保護者に対して青少年健全育成条例の周知を図るとともに、青少年とともにネット・リテラシーの向上に係る取組を行った。あわせて、青少年にとって有害な図書類・有害玩具刃物類への規制や夜間外出制限の取組等の条例の適切な運用により、青少年を取り巻く社会環境の整備に努めた。</li> <li>・グローバルな視点で考え行動できる青少年リーダーの育成事業を行い53人が参加するとともに、青少年リーダー自身が企画・運営する事業を実施し、実践力ある人材養成を行った。</li> <li>・地域において、関係機関と連携し行われる巡回の際の同行指導や研修などの活動支援を行うとともに、ネットワーク未構築の市町村への構築へ向けた働きかけを実施したことにより、府内全域において非行防止ネットワークが構築された。〈設置状況66/66市区町村〉</li> </ul>	○